

山3人殺害

住居探し父と訴訟

兵庫県芦屋市の土地などを遺産相続した男性が、この土地で相続税を支払う「物納」を91年に申請したといい、国税当局の物納決定までに14年半もかかっていたことが分かった。この間、土地の価格は、バブル崩壊と阪神大震災などを経て、当時の約3分の一までに下落。現在、この土地を処分して全額を納税に充てても、約3億円足りない事態になっている。男性は「速やかな物納決定を始めた相続税法に違反する」として、国を相手取り、物納価格の見直しなどを求める行政訴訟を神戸地裁に起こした。

【福田 隆】

「相続税払えぬ」 神戸の男性 国を提訴

訴えたのは神戸市東灘区の無職男性(70)。訴状などによると、男性は91年9月、母親の死後に伴い、同区と芦屋市内の土地3筆(計約100万平方㍍)と建物などを相続した。地価総額(路線価ベース)は計約7億2800万円で、当時の相続税率(65%)に基づき約4億7300万円の相続税を申告。金額を金銭で納めるのは無理と判断し、芦屋市の土地(20.2平方㍍、相続税約7400万円)については物納を申請した。

ところが国税当局が、この物件の物納による税額を地価の40%と評価。本来は約7400万円の納税が必要なのに約4000万円分にしかならないことが分かった。このため、男性が国税当局との交渉で、税額を下落させようとした。このことなどが長期化の理由に挙げ、「合理的な裁量改めて協議した結果、国税当局の最終的な物納決定は、相続から14年半後(約4億7300万円)に相続税に充当しても、相続税額(約4億7300万円)

バブル崩壊、大震災…… 地価は急落

ところが国税当局が、化した理由を明らかにしていないが、同審判所は

裁判の中で、震災後に当該土地を含む地域で土地

調査士(大阪弁護士会)は

に約2億8000万円足りない。男性は訴えで「国税当局は物納申請に許可・不許可を速やかに決すべき法的義務があるのに、14年半も判断しなかつたのは明白に違法だ」と主張。税金オフズマニの税理士10人も補佐人として訴訟参加する。

男性の代理人で、税務



C型肝炎実名提訴

愛媛の加地さん「隠べい

命踏みにじる王

に約2億8000万円足りない。男性は訴えで「国税当局は物納申請に許可・不許可を速やかに決すべき法的義務があるのに、14年半も判断しなかつたのは明白に違法だ」と主張。税金オフズマニの税理士10人も補佐人として訴訟参加する。

男性の代理人で、税務

調査士(大阪弁護士会)は

に約2億8000万円足りない。男性は訴えで「国税当局は物納申請に許可・不許可を速やかに決すべき法的義務があるのに、14年半も判断しなかつたのは明白に違法だ」と主張。税金オフズマニの税理士10人も補佐人として訴訟参加する。

男性の代理人で、税務

調査士(大阪弁護士会)は